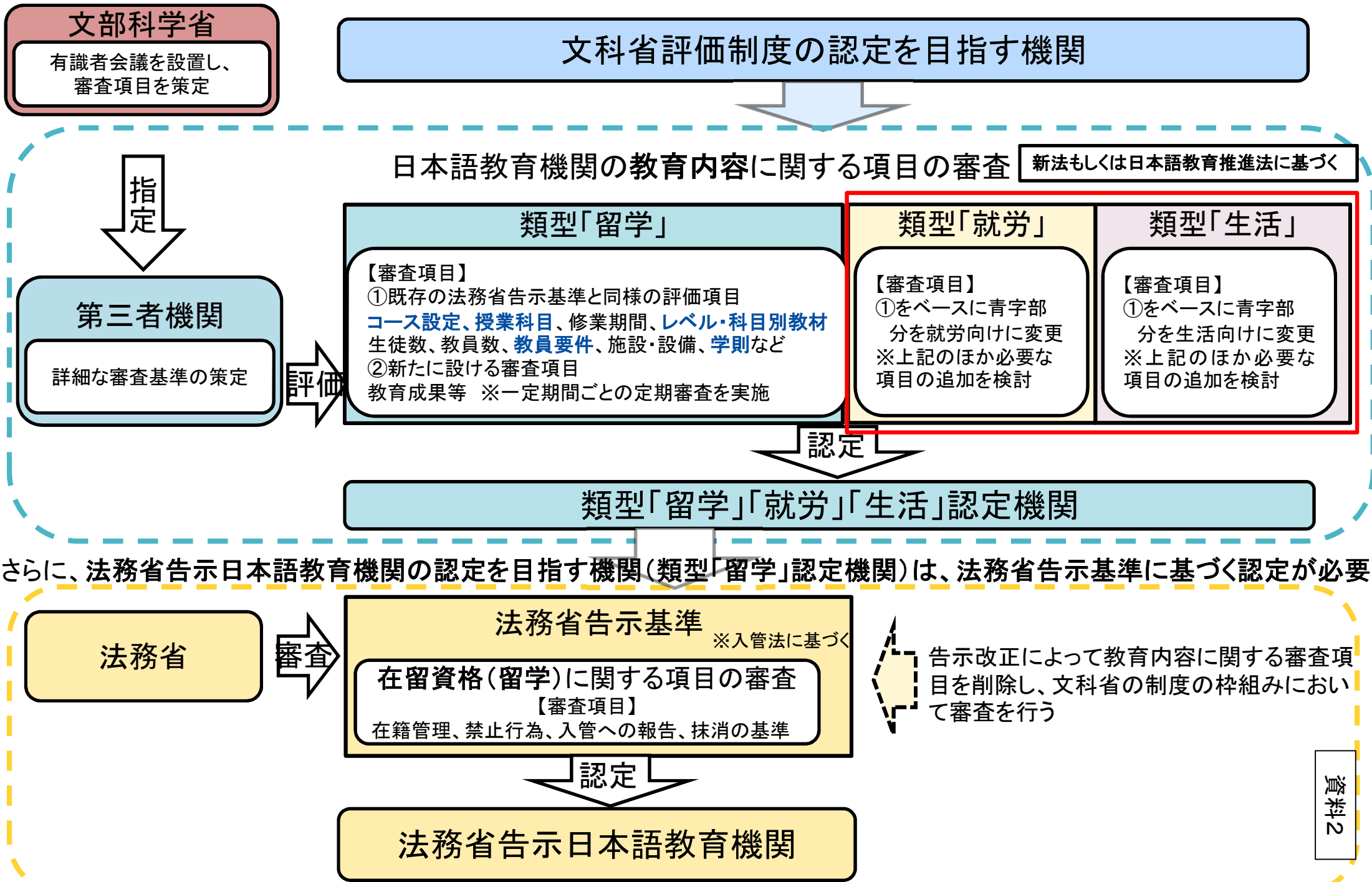


# 類型「留学」「就労」「生活」の全体像(案)



文部科学省

有識者会議を設置し、  
審査項目を策定

文科省評価制度の認定を目指す機関

日本語教育機関の教育内容に関する項目の審査

新法もしくは日本語教育推進法に基づく

指定

第三者機関

詳細な審査基準の策定

評価

類型「留学」

【審査項目】

①既存の法務省告示基準と同様の評価項目  
**コース設定、授業科目、修業期間、レベル・科目別教材**  
 生徒数、教員数、**教員要件**、施設・設備、**学則**など  
 ②新たに設ける審査項目  
 教育成果等 ※一定期間ごとの定期審査を実施

類型「就労」

【審査項目】

①をベースに青字部  
 分を就労向けに変更  
 ※上記のほか必要な  
 項目の追加を検討

類型「生活」

【審査項目】

①をベースに青字部  
 分を生活向けに変更  
 ※上記のほか必要な  
 項目の追加を検討

認定

類型「留学」「就労」「生活」認定機関

さらに、法務省告示日本語教育機関の認定を目指す機関(類型「留学」認定機関)は、法務省告示基準に基づく認定が必要

法務省

審査

法務省告示基準

※入管法に基づく

在留資格(留学)に関する項目の審査

【審査項目】

在籍管理、禁止行為、入管への報告、抹消の基準

認定

法務省告示日本語教育機関

告示改正によって教育内容に関する審査項目を削除し、文科省の制度の枠組みにおいて審査を行う